

岩手県告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者国土交通大臣から申立てがあった。

平成27年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割地内から宮古市金浜第3地割地内まで及び同市八木沢第3地割地内から同市田老字向新田地内まで）並びにこれに伴う県道、市道、町道、農業用道路及び普通河川付替工事
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県下閉伊郡山田町豊間根第9地割、第12地割、第7地割及び第3地割並びに岩手県宮古市津軽石第15地割、第16地割、第14地割、第19地割、第6地割、第4地割、第3地割及び第1地割並びに田老字新田平、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部、字重津部北、字青野滝北及び向新田地内
- 3 使用の手続を開始する起業地 岩手県下閉伊郡山田町豊間根第9地割、第12地割、第7地割及び第3地割並びに岩手県宮古市津軽石第15地割、第16地割、第14地割、第17地割、第19地割、第6地割、第4地割、第3地割及び第1地割並びに田老字新田平、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部、字重津部北、字青野滝北及び向新田地内
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 宮古市役所及び山田町役場